

福井大学寄附金事務取扱規程第11条の取扱いについて

平成25年3月27日 通 知

平成28年7月 1日 改 正

第1 国立大学法人福井大学（以下「本学」という。）の役員又は職員個人（以下「教職員」という。）が、職務上の教育研究に対する寄附を直接受けた場合については、福井大学寄附金事務取扱規程第11条（以下「規程第11条」という。）に基づき当該教職員が改めて本学に寄附し、機関経理されなければならない。ただし、研究助成金等によるもので、第2及び第3に該当する場合は、本学への寄附を要せず個人経理が可能であるものとする。

第2 規程第11条に該当するものであるが、本学への寄附を要しないもの

- (1) 寄附者の意向により、機関経理を認めず教職員本人による寄附金の管理及び経理を必須としなければならない旨、応募要領等に記載等されている場合。
- (2) 寄附金が旅行の目的（海外留学を含む）を達するための旅費、参加費、資料代、調査費等、必要経費の助成である場合。

第3 規程第11条に該当しないことから、本学への寄附を要しないもの

(1) 学術賞

寄附金が、教育研究の遂行を目的とするものでない、教育研究成果に対するいわゆる学術賞である場合。ただし、学術賞の賞金を本人の意思に基づき本学に寄附することを妨げるものではない。

なお、賞と名がつくものでも申請時に研究計画や経費計画、終了後に研究報告や会計報告などが必要なものは、研究助成金とみなし、改めて本学に寄附しなければならない。

(2) 学会等の団体への寄附

学会等の会議を開催するに当たり、学会等が独立して経理を行うもので、本学の業務外で経理担当者として教職員が個人で受けた寄附金である場合。この場合、第5に定める事項に留意すること。

(3) 休職中に受けた寄附金

国立大学法人福井大学職員就業規則第15条第2項に定める休職等（ただし、無給の研究休職のみ）の期間中に受けた寄附金で全額その期間中に使用する場合

(4) 職務上の「教育・研究」外の寄附金

教職員が個人の立場で申請し、職務外として行う教育研究の場合。ただし、この場合の活動は、勤務時間外に行わなければならない。

第4 第2の(1)又は(2)に該当し個人・財団等から大学を通さずに寄附金を受け取る場合は、別に定める申請書を担当部署へ提出し学長の承認を得ることとする。

第5 学会等の会議を開催する場合は、次の事項に留意しなければならない。

(1) 共催による会議について

学会等と本学との共催等による会議で、本学の経費から運営費を支出する等、本学事業の一環として開催する場合は、職務上の活動であることから改めて当該寄附金を本学に寄附しなければならないこと。

(2) 本学での開催に伴う施設使用料について

① 第3(2)により、大学に寄附することなく個人経理する場合は、職務外活動であることから、本学の施設を無料で使用することはできないこと。

② 学長が特に必要であると認めた場合は、別途手続きのうえ使用料を免除される場合があること。